

## 令和元年度第3回浜松市中央卸売市場の今後のあり方研究会議事録

日 時：令和元年7月25日（木）

10：20～11：20

会 場：管理棟3階 中会議室

出席者：別紙のとおり

### 1 開 会

市場協力会会長 浜松青果(株)代表取締役社長 松井英司氏

### 2 あいさつ

農林水産担当部長

・業務条例の改正について修正案を示しているが、改正の内容を高めるために、市場関係者の皆さまの闊達な意見をもとに、改正中央卸売市場業務条例をしっかりと作っていくため、ご協力をお願いします。

### 3 協議事項

(1) 第2回あり方研究会議題「業務条例改正案」の意見書について

【説明】高柳業務G長

・第2回あり方研究会協議事項について2団体から意見書の提出があったことを受け、その内容について市の考え方を説明。

現行業務条例

#### 第3条（取扱品目）

【団体意見】取扱品目について、現状扱っている枠内の品目と認識するが、その判断でいいか。

(市：高柳) 改正後も従来どおりと判断いただいて結構である。これに、改正業務条例案では、一般消費者が日常生活の用に供する食料品等で市長が定めるものとして、現行の要綱規定と同様に委託者が持込む少量の花きその他物品が盛り込まれている。

しかし、取扱品目以外の委託者が持込む物品については、積極的な買付によって取扱数量が増加するようであれば、本業ではなく兼業として市場外で取引いただく。

#### 第13条（せり人の登録）

【団体意見】せり人登録は、各社の申請方式か。また、せり人資格認定は従来どおりか。

(市：高柳) せり人登録は、各社の届出方式で、新規のせり人への登録証やせり人章の発行は、今までどおり開設者が行うとともに、せり人の資格要件（1年以上の卸売の業務の経験が必要）、住所等変更及び消除等は、今までどおり要綱に規定していく。

【団体意見】せり人の心構えや基本的な条例を覚えるための講習は必要ではないか。また、せり人、卸売業者だけでなく、基本条例の講習を仲卸しにも実施するべきでは。

(市：高柳) 新規せり人には、法令等の遵守事項としての法令研修を実施していくとともに、更新制の廃止に伴い、改正や注意喚起など必要に応じて新規者以外のせり人にも研修会は開催していく。これは、要綱に規定していく。また、仲卸業者、売買参加者や買出人など、市場関係者において研修が必要と判断すれば実施していく。せり人の心構えなどは、卸売会社で経験している先輩のせり人や代表者によって、教えていくべきものとする。市は、条例、規則、要綱に、せり人の責務、市場の秩序等について規定する。卸売会社は、独自の研修を開催し、社員教育の一環としてせり人の秩序や、ルールなど引き継いでいただきたい。

#### 第80条の2（市場取引委員会）

【団体意見】市の附属機関として規定はしないとのことだが、市場の現状を知るうえでも何らかの条例規定は必要ではないか。

(市：高柳) 市場運営、整備などを協議する場として、学識経験者を含めた第三者機関として、現在の開設運営協議会は、条例、規則に残していく。取引委員会については、改正卸売市場法での廃止に伴い市の附属機関としては、利害関係者のみで組織された取引に係る委員会であり、見直しを検討するよう市の法務課から指示を受けていた。市場取引については、取引参加者の積極的な対話が必要と考えるため、条例では規定しないが、市場関係者の任意団体として、もっと対話できる場として協議会を立ち上げていただきたい。市は、こうした任意団体で組織された協議会に参加し、市場の現状、運営状況を把握するとともに、必要な議事は、開設運営協議会に上げて協議していく。

【団体意見】全体として、開設側の業務条例改正案及び規則・要綱の方向性の説明内容について了解する。

以上、団体の意見書に対し、条例、規則及び要綱案を含め市の考え方を説明

次に、「浜松市中央卸売市場業務条例の改正について」の内容を整理する意味で、新規に追加する条項、修正する条項、廃止する条項、変更しない条項について説明。

(市：高柳)

●卸売業者及び仲卸業者の定義について

改正卸売市場法第2条の定義をもとに、今後の規制緩和に対する取り組みを上手く利用していただきたい。

【新規に追加する条項として】

1. 許可、名称等変更、許可取り消し
  - ・卸売業者の許可等は取扱品目ごとに条例規定
  - ・申請、添付書類、様式などの詳細は、規則、要綱に規定
2. 開設者へ実績報告書の提出
  - ・第三者販売、市場外物品の卸売、卸売業者の自社買受け、仲卸業者の直荷引きは月間実績報告書の提出として条例規定
  - ・提出期限、様式等は、規則及び要綱に規定
3. インターネット等による卸売業者の公表
  - ・売買取引の条件：営業日・営業時間・取扱品目・出荷者及び買受人などへの物品などの引渡しの方法ほか詳細を規則、要綱等に規定
  - ・売買取引の結果等：卸売予定数量、卸売価格（高値、中値、安値）及び数量、前月の各種手数料受領額、支払額など）等。報告期限、様式等は、規則、要綱に規定

【修正する条項として（抜粋）】

1. せり人登録制を届出制に修正
  - ・試験制及び更新制の廃止、開設者による法令などの研修会の実施
  - ・新規者のせり人登録証、せり人章の交付は規則、要綱に規定（開設者が交付）
  - ・せり人の資格要件、研修会等詳細は、規則、要綱に規定
2. 売買取引の方法
  - ・せり売、入札の方法及び相対取引を条例規定し、現行の別表物品規定は廃止
  - ・差別的な取扱いの禁止事項での開設者が取引参加者に対して不当に差別してはならないことの条例規定を追加

【廃止する条項として（抜粋）】

- ・せり人試験及び登録の更新制の廃止
- ・第三者販売の原則禁止、商物一致の原則、直荷引きの原則禁止、卸売業者の卸

売の相手方としての買受けの禁止の規定の廃止

- ・受託契約約款、委託手数料率、売買仕切金の前渡し等に関する事、出荷奨励金の交付、卸売代金の変更、物品の品質管理の方法、市場取引委員会の設置、卸売の業務の代行、無許可営業の禁止を規定することを廃止  
(理由) 卸売市場法の改正により廃止されたため。

【変更しない条項として (抜粋)】

- ・開場の期日、時間
- ・許可に係る保証金の預託、追加預託、預託金額
- ・仲卸業者、関連事業者に係る許可及び売買参加者、買出人の承認 (条例規定) 有効期間 (5年以内) 資格要件等は、現行の要綱規定を継続
- ・施設の使用指定及び市場使用料 (卸売業者、仲卸業者の卸売実績 (売上高割) を含む。) については、現行どおり条例、規則、要綱に規定
- ・卸売業者、仲卸業者、関連事業者への検査、報告、改善措置命令、監督処分及び市場の秩序保持は、現行どおり条例、規則、要綱で規定
- ・開設運営協議会の設置、自動車の登録は現行どおり条例、規則、要綱に規定  
条例案、規則及び要綱案について説明を終了

説明に対する質問なし。

(市：高柳)：今後のスケジュールとして、8月には、あり方研究会を初め、取引委員会及び開設運営協議会を開催し、9月には、お示ししている条例改正案を議会上程に向けて提出していく。規則、要綱については、同時並行で今後も説明していく。

(理事長)：第3回あり方研究会について、今までの総括でも結構、意見があれば意見書の提出を8月12日までに開設者へ出すように。  
以上で、第3回あり方研究会を終了する。

## 第3回あり方研究会出席者

No	委員区分	役職名	氏名
1	水産卸会社	(株)浜松魚市取締役	宮地 一郎
2	水産卸会社	浜松魚類(株)代表取締役社長	川村 雅美
3	青果卸会社	浜松青果(株)代表取締役社長	松井 英司
4	青果卸会社	(株)浜中取締役社長	山下 茂春
5	水産仲卸組合	水産仲卸組合理事長	櫻井 秀己
6	青果仲卸組合	青果仲卸組合理事長	伊藤 嗣男
7	青果物商業協同組合	青果物商業協同組合理事長	山本 寿範
8	果物商業協同組合	果物商業協同組合事務長	松本 光由
9	水産物商業協同組合	水産物商業協同組合理事長	春日 大史
10	関連事業協同組合	関連事業協同組合理事長	山田 晴久
11	市場協力会	市場協力会事務長	小粥 康弘
12	開設者	産業部農林水産担当部長	山下 文彦
13	開設者	産業部農業水産課長	北嶋 秀明
14	開設者	産業部農業水産課長補佐	前野 隆典
15	管理事務所	産業部中央卸売市場	名倉 勝
16	管理事務所	産業部中央卸売市場	中村 直行
17	管理事務所	産業部中央卸売市場	高柳 光男
18	管理事務所	産業部中央卸売市場	池谷 謙司
19	管理事務所	産業部中央卸売市場	浅井 祐城
20	管理事務所	産業部中央卸売市場	三浦 宏之
21	管理事務所	産業部中央卸売市場	古橋 育三